

禁煙による健康改善の効果



スモークフリー社会の実現を 喫煙後に残るタバコ成分

話題の健康づくり
アラカルト
⑧ サードハンド・スモーク

タバコに起因する健康被害はがんだけでなく、呼吸器・循環器・消化器疾患、生活習慣病、うつなどさまざまです。喫煙には、喫煙者が煙を吸い込む「二次喫煙」、周りの人が喫煙者の吐き出した煙やタバコから立ち上る煙を吸ってしまう「三次喫煙(受動喫煙)」がよく知られていますが、「二次喫煙(サードハンド・スモーク)」をご存知でしょうか？これはタバコの煙がなくなった後でも残

る汚染物質のことで、残留タバコ成分とも言われます。喫煙者の部屋や車の中、身体や呼気、髪の毛、衣服に付くのはタバコの臭いだけでなく、有害物質も付着し、害を及ぼします。たとえば外で吸っても喫煙後に屋内に入れば、臭いと一緒有害物質を持ち込んでいます。

広島県では平成28年4月1日から「広島県がん対策推進条例」により、受動喫煙防止対策が「義務化」されるなど強化され、県民全体でがん予防の推進に資する環境整備に取り組むことになりました。当協会が企画し、事務局を担っている広島県禁煙支援ネットワークは、禁煙普及活動を進めるために、広島県内の保健医療関係組織によって平成14年に設立されました。地域で取り組む活動へのきずかけとなることをねらいに、関係団体によるタバコ対策の事例紹介や講演など、毎年研修会を開催しています。

推進するために、広島県内の保健医療関係組織によって平成14年に設立されました。地域で取り組む活動へのきずかけとなることをねらいに、関係団体によるタバコ対策の事例紹介や講演など、毎年研修会を開催しています。昨年10月17日には「がん対策日本一に向け、スモークフリー社会の実現を」をテーマに、第13回研修会(公開講座)が広島医師会館で開催され、禁煙対策に関心のある個人・団体・健康づくり関係者ら74人が参加しました。基調講演では、広島県禁煙支援ネットワーク運営委員長の岩森茂氏に「合言葉は「スモークフリーシティ」と題

してご講演いただき、受動喫煙対策の重要性が改めて示されました。「スモークフリー」とは「煙から解放されている、煙がない」という意味です。

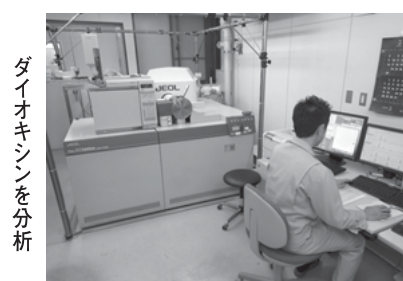
続く特別講演では、公益財団法人がん研究会理事の門田守人氏をお招きしました。「わが国のがん対策で求められること」と題して、がん医療の歴史と動向について、タバコは予防可能なリスク要因の筆頭であることをご講演いただきました。その他、各団体の禁煙対策について7題の情報提供発表

がありました。当ネットワークでは、今後も受動喫煙防止、禁煙推進に向けて活動を行っていきます。第14回研修会は平成28年10月頃に広島県環境保健協会で開催される予定です。興味のある方はぜひご参加ください。

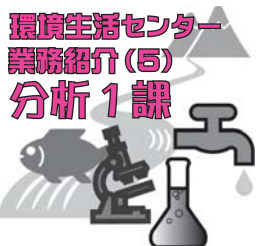
禁煙に遅すぎることはありません。自信のない方は禁煙外来で相談してみましよう。自分のために、大切な人のために、今年の目標として「禁煙」にチャレンジされてはいかがでしょうか。(健康クリニック 健康増進課 松本玲子)

第13回研修会(公開講座) プログラム

- 基調講演 『合言葉は「スモークフリーシティ」』
広島県禁煙支援ネットワーク運営委員長 岩森 茂
(広島市立安佐市民病院名誉院長)
- 特別講演 『わが国のがん対策で求められること』
(公財)がん研究会理事・有明病院名誉院長 門田守人
- 情報提供
 - ①『歯科医師の喫煙と禁煙指導に関する調査報告』
広島県歯科医師会 地域保健部 委員長 郷田 浩
 - ②『薬局薬剤師の禁煙支援状況(その2)』
広島県薬剤師会 常務理事 中川潤子
 - ③『広島県医師会 禁煙推進委員会の取組みについて』
広島県医師会 常任理事 津谷隆史
 - ④『事業所と連携(コラボヘルス)した禁煙対策』
全国健康保険協会 広島支部 保健グループリーダー 山田啓介
 - ⑤『禁煙支援パスの導入～禁煙外来5年目の課題とこれからの取り組み～』
マツダ病院 主任看護師 倉田尚子
 - ⑥『ばら祭におけるイエローグリーンリボン活動』
福山市医師会 喫煙対策担当理事 藤岡正浩
 - ⑦『広島県の受動喫煙防止対策について』
広島県 がん対策課 課長 佐々木真哉
- パネル展示
広島市、広島県歯科医師会、企業(ノバルティスファーマ、ファイザー)



ダイオキシンを分析



環境生活センター
業務紹介(5)
分析1課

分析1課は、水や土、空気に含まれる有害物質の分析を、主に人の健康保護に関する検査として実施しています。ま

た、産業廃棄物の適切な処理に関する検査として、廃棄物の分析も行っています。分析する有害物質は、カドミウム、水銀、ヒ素、有機リン、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ダイオキシン類な

た、土壌汚染対策法(平成14年制定)では、有害物質の汚染状況が人の健康や土地売買に影響を与えるため、分析結果が重要な意味を持ちます。従って、有害物質の分析には正確さが重要

量証明事業者認定制度(MLAP)を定め、分析技術や業務運営体制に関して厳格な要求事項を満たした分析機関のみがダイオキシン類の計量証明事業を行うこととしました。当協会

て豊かになっています。一方、これら化学物質の中には、使用方法を誤ると甚大な被害を及ぼすものがあることも事実です。当協会は、これからも、より複雑化かつ高度化する環境問題に対し、これまで培った技術と知識に加え、新しい技術を取り入れながら、さまざまな要求にお応えできる組織として貢献してまいります。

信頼性のある1兆分の1のために 分析で支える環境監視の目

ど、皆さんがよく知っている物質もあります。これらの物質の中には、極微量であっても、人の健康を害し、環境中に長く留まるものもあるため、被害の長期化が問題となる場合があります。ま

で、なかでもダイオキシン類の環境基準等は1兆分の1(※)という極微量の濃度での測定が定められているため、より高度な分析技術が求められます。このため、国は、平成13年に特定計

は、この制度の運用初期から認定事業所となっており、継続して信頼性の高い計量証明事業を行っています。

私たちの生活は、多種多様な化学物質の恩恵を受けて、便利に、そし

※東京ドーム1つ分の容積の水(120万㎡)に1.2gの物質がふくまれている時の濃度です。(東京都水道局HPより)